

平成19年第2回本巢市議会定例会議事日程（第3号）

平成19年3月16日（金曜日）午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（19名）

1番	黒田芳弘	2番	船渡洋子
3番	鏝本規之	4番	臼井悦子
5番	高田文一	6番	高橋勝美
7番	安藤重夫	8番	道下和茂
9番	浅野英彦	10番	中村重光
11番	村瀬明義	12番	若原敏郎
13番	瀬川治男	14番	後藤壽太郎
16番	大熊和久子	18番	戸部弘
19番	高橋秀和	20番	遠山利美
21番	鵜飼静雄		

欠席議員（2名）

15番	上谷政明	17番	大西徳三郎
-----	------	-----	-------

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	内藤正行	助役	高木巧
収入役	守屋太郎	教育長	高橋茂徳
総務部長	土川隆	企画部長	宇野利数
市民環境部長	杉山勝美	健康福祉部長	島田克廣
産業建設部長	服部次男	林政部長	藤原俊一
		教育委員会	
上下水道部長	林賢一	事務局長	堀部秀夫

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	坪内博	議会書記	杉山昭彦
議会書記	川口直紀		

○副議長（瀬川治男君）

おはようございます。

最初に皆さんに御報告させていただきます。上谷議長さんが3月10日より2週間の入院加療ということで、病名は十二指腸潰瘍ということでございます。本日欠席でございます。

また、大西徳三郎議員につきましては、身内に不幸ができておりますので、きょうは御欠席でございます。

以上、報告させていただきます。

開議の宣告

○副議長（瀬川治男君）

御報告いたします。

議長は現在病気療養中でございますので、本日の会議は地方自治法第106条第1項の規定により、私、副議長が議長の職務を行います。

ただいまの出席議員は19人であります。定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

写真の許可について申し上げます。

議会だより編集のため、議場内及び一般質問の場면을議会書記が撮影することを許可しております。また、報道関係者が場内を撮影することについても許可しておりますので、御報告いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○副議長（瀬川治男君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号7番 安藤重夫君と8番 道下和茂君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○副議長（瀬川治男君）

これより日程第2、市政一般に対する質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。質問の順序は受け付け順です。

5番 高田文一君の発言を許します。

○5番（高田文一君）

改めておはようございます。

議長の許可のもと、通告に基づきまして質問をさせていただきます。

2月の時点ではもう春が来るのかなあと感じておりましたが、やっぱりそうはいかない。先の穏やかな日、あるいは穏やかな時期を迎えるためには、寒い厳しさを乗り越えないとそういうことが来ないという、自然も厳しく教えてくれたように思います。

今、本市でも第1次総合計画、本巢市の行政改革大綱が発表されております。また、今年度もいろんな計画がつくるような予定も予算の中に計上されておるんですけども、そういうものにつきましても、多分これからは冷たい雨が降ったり、風が吹いたり、そういう時期が来るといいますけれども、それを乗り越えれば、あるいはその過程の中で市民の皆さんの、いわゆる市民協働の構築ができたり、あるいは共通認識ができたり、そういうことができなければ、目的達成のための穏やかな、あるいは平和な安心な本巢市が来ると信じております。

広報「もとす」の5月、6月号に第1次総合計画と本巢市行政改革大綱が掲載されました。市民の反応や関心があったのではないかと思います。5月号の行政改革の最初の言葉にも、「市民サービスの向上を目指し、行政事務の改善により合理的、効率的な行政運営を図る」と冒頭に書かれておりますし、考え方を示されております。

一方で総合計画の、6月の議会でも一般質問をさせていただきましたが、市民協働を重視する中で、やはり市民と行政がそれぞれの役割と責任を認識することによってまちづくりを進めると考えられております。私も同感だと思います。また、広報の1月号の新年の市長さんのごあいさつの中にも、「市民と協働し、市民が主役のまちづくりに向けて、住んでいてよかったと思える本巢市となるよう市政運営を努める」と、こうごあいさつをされております。

行政サービスの一つをとってみましても、市民が庁舎へ来て1カ所の窓口で対応できるようワンストップサービスをさらに進めることや、分庁方式であるために各庁舎間のスムーズな連携が必要であると思いますし、往々にして行政は縦割り主義が表面化しがちであると言われております。そういうこともございますので、事務の手續の簡素化や、あるいは迅速により窓口サービスの徹底が求められております。と同時に、職員の資質向上と意識改革を図ることが重要だと思っています。

きょうの質問につきましても、過去の議会でこの議場にお座りの諸先輩の皆さんが、平成16年の6月、9月、17年の3月に、いわゆる職員に関する一般質問が、4名の先輩たちから質問されております。私のきょうの質問内容につきましても多分重複することが多いと思いますが、あえて質問をさせていただきます。

大きく行政サービスの向上についてと、職員の資質向上の意識改革についてということで大別させていただきますけれども、これは一体化して進めなきゃいけないことだと思っていますので、その点についても御理解をいただきたいと思っています。

行政改革の内容や進捗状況につきましては、積極的に情報公開をすることになっておりますし、今でもホームページでそのことは知らされておりますけれども、信頼される行政運営をさらに推進することにあると思いますが、いわゆる計画を策定して、それを実施し、さらに検証して見直すというこのサイクルを進めていくことを考えておりますし、全く私もそういうことと認識しております。そして行政サービスも、くどいようでございますけれども、根幹は職員の仕事ぶり、これが市

民に快く届いていないこともある。平成19年度の予算を行政改革元年予算として、すべての職員の英知を結集すると、先日の方針の中に示されております。

以下について、質問をさせていただきます。

一つは窓口業務に関する研修でございますが、窓口業務のトラブル等を解消するために担当者の研修をするということになっております。18年度からこれを実施して、大綱は22年まででございますので、少なくとも22年までにこのことを継続していくということになっておりますが、どのような研修を実際やってこられたか、あるいはさらに続けられることについてお聞きをしたいと思います。

順序が入れかわっておりますけれども、二つ目には、窓口サービスの時間延長の試行と予定についてお聞きをします。

市民の就労時間が随分多様化してきていることに伴いまして、主に諸証明業務の延長をしてサービスを向上するということになっております。計画の中では、週に1回午後7時半まで延長し、本庁舎では税務課、地域調整課、真正分庁舎では市民課と地域調整課を試行していきたいということになっております。このサービスにつきましては、今年度で検討する期間を持ちながら、19年度1年間試行する計画になっておりますが、この計画についてもお聞きをしたいと思います。

三つ目以降につきましては、職員の資質向上と意識改革の推進ということになると思いますが、一つは職員の改善提案制度の創設ということでございますけれども、いわゆる行政コストの削減やサービスの向上に創意工夫を積極的に提案するという制度を創設することになっておりますが、この内容についてお聞きをしたいと思います。これは18年度で実施をすることになっておりましたので、どんな内容であったかお聞かせをいただきたいと思っております。

次は、専門研修の実施でございますけれども、職員に必要な最新の情報や高度な専門知識、技術を習得する専門研修を18年度から22年度まで計画がされておりますが、その研修内容につきましても、どんな研修、どんなところへ、どういうふうな研修であったかお聞かせいただきたいと思っております。

次は、人事評価システムの構築についてでございますが、職員の能力と実績を公正かつ客観的に人事評価をするというシステムを構築することになっております。これは18年度で検討しながら19年度で実施をすることになっておりますけれども、その取り組み内容についてお聞かせをいただきたいと思っております。

以上のことについて質問をさせていただきますので、答弁をよろしくお願いいたします。

○副議長（瀬川治男君）

1点目、行政サービス向上について、2点目、職員の資質向上と意識改革について、以上2点、答弁を総務部長に求めます。

総務部長 土川隆君。

○総務部長（土川 隆君）

ただいま御質問のございました行政サービスの向上について、また職員の資質向上と意識改革に

ついてという質問事項の中の、通告では6項目いただいておりますが、今御質問では5項目ということで御質問をいただきましたので、そのように答えさせていただきます。

いわゆる質問順位につきましても、通告の順序とちょっと変わっておりますので、そのところも改めて御回答させていただきます。

まず、本巢市の行政改革につきましては、平成17年度に策定いたしました本巢市行政改革大綱の実施計画に位置づけられた具体的な項目につきまして、庁内の推進体制であります行政改革推進本部会議や行政改革検討委員会を開催いたしまして、各年度の取り組みについて検証し、行政改革の進行管理に努めているところでございます。

議員御質問の1点目の窓口業務に関する研修会につきましては、今年度におきまして窓口業務担当の職員で構成する窓口サービス検討委員会を開催いたしまして、そのあり方について検討をしてきたところでございます。その結果、接遇指導者養成研修を受講しました職員が講師となりまして、窓口業務担当者の職場内研修会を開催する予定でございまして、今月の20日に第1回目の研修会を開催いたします。また、来年度以降につきましても、継続的に実施していく計画でございます。

2点目の、窓口サービスの時間延長の試行と予定についての御質問でございますが、窓口サービス特別検討委員会におきまして、窓口業務に係る調査及び検討を重ねてまいりました。平日に時間延長を実施している県内の市の状況であります。昨年度では六つの市でありました。時間延長帯での来庁者が少ないということから、現在では三つの市が実施しているということになっております。また、転入・転出などの届け出が多い年度末、年度始め、いわゆる3月、4月の休日に開庁を実施、または計画をしている市は11の市があります。本市におきましては、こうした他市の状況や住民票などの広域の相互発行によりまして、他の市町の住民の窓口でも証明書が発行されていることなどから、本市におきましては平成20年の3月下旬から4月上旬にかけての日曜日におきまして、窓口を開いて試行的に実施していきたいと考えております。

3点目の、職員の市政運営に関する改善提案制度であります。

これにつきましては、施策や事務事業に関して職員が自由に提案することによりまして、事務事業の改善や施策の充実及び政策への参画意識の高揚と職場の活性化を図るものでございますが、19年度までに検討し、実施するとしております。改善された提案につきましては、発表する機会を設けるなどして、職員のさらなる改善意識の向上に努めてまいりたいと思っております。

4点目の、職員の専門知識や技能を習得する研修についてということでございます。

これにつきましては、自治大学校での3ヵ月の研修に1名、千葉県にあります市町村職員中央研修所での8日から10日間の専門研修に6名が参加しているほか、岐阜県市町村職員研修センターや岐阜地域広域市町村圏協議会等による職員研修を含めまして、本年度におきまして76人の職員が研修を受けております。今後におきましても継続的に同様の研修に参加し、職員の専門的知識及び技術の向上に努めていきたいと考えております。

5点目の、人事評価システムの構築、検討についてということでございます。

これにつきましては、今年度本巢市職員勤務評定実施要領を策定いたしまして、11月に試行的

に実施したところでございます。来年度におきましても、今年度の実施結果を踏まえまして実施要領の見直しをしていくとともに、管理職以上の評価者を対象とした人事評価制度研修を実施いたしまして、職員の職務執行状況とその成果を公正かつ適正に把握できるよう努めていきたいと考えております。

市民ニーズは多様化しておりますが、簡素で効率的な行政運営を推進していく中、職員の資質を高め、行政サービスの向上に努めてまいりますので、御理解いただきますよう、よろしく願いいたします。

〔5番議員挙手〕

○副議長（瀬川治男君）

5番 高田文一君。

○5番（高田文一君）

職員のことにつきましては、先輩議員も御心配しながら質問されておりました、その後随分改善されてきたというふうには私は思うわけでございますけれども、本巣地域の自治会長と協議をする機会がございました。昨年の秋でございますけれども、この席に先輩議員も同席されておりましたが、その中で率直に今の行政サービスについて御意見がございましたし、中には厳しい御意見もございました。そんなことで、先ほど一つ部長さんが御指摘いただきましたが、接遇研修の内容についても、これは実践的な接遇研修を実施されておるとは思いますけれども、その点についてもお聞きをしたいと思っております。

それから専門研修の実施について、積極的な研修に取り組まれておりますけれども、問題はその研修内容を職場に戻すということではないかと思うんですね。ややもすると、研修に行った職員が自分の室にしてしまうという傾向もかつてはあったわけでございますので、そういうことについて積極的に研修内容を職場に戻し、市民のためのまちづくりの参考、あるいは技術にしていきたいというふうには、これは要望でございます。

そして、ちょっと触れられました人事評価システムにつきましては、私も6月の議会で勤務成績に基づく昇給制度の導入の件の中で質問をさせていただきましたように、今、回答がございました職員の勤務評定実施要領を一部改正をしながら進めていくということでございますし、さらにもう研修を進めているということでございますけれども、実際に今考えておられます人事評価システムの具体的な構想をもう一度お答えをいただきたいと思っておりますけれども、よろしく申し上げます。

○副議長（瀬川治男君）

総務部長 土川隆君。

○総務部長（土川 隆君）

接遇研修につきましては、いわゆる窓口業務担当研修会ということで、先ほど御回答させていただきましたが、実際研修に参加いたしました職員が、その研修内容を担当しております職員に、その研修内容を踏まえて職員に対して再度研修するというところで、その成果を持ち帰って研修をしておるといったことも、先ほど言いました3月20日に窓口業務担当研修会を計画しておりますので、

そういった場で、今申し上げたような研修を受講した職員が講師となって研修をするといった方法も考えております。

それと、人事評価の関係でございますが、具体的には職員に対する勤務評定の実施についてでございます。

これにつきましては、以前は上司が部下を評価するといったことございました。今回の取り組みといたしましては、職員自身が自分が行ってきた職務についてどういった評価をしているかという自己評価、こういった評価項目を取り入れて試行的に実施したわけでございます。いわゆる上司が評価する部分につきましても客観性に欠ける部分がございますので、そういった項目についての見直しとか、そういったことも一つ課題が残っておるということでございますので、こういったことも今後考慮していきたいと考えておるわけでございます。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○副議長（瀬川治男君）

5番 高田文一君。

○5番（高田文一君）

ありがとうございました。

最後に市長さんにお聞きをするんですけれども、先ほど言いました新年のごあいさつの中に、市民協働、総合計画の中でも協働ということを強調されておりますけれども、これから市民協働をどう構築されるか、お考えがございましたらお聞きをしたいと思います。

これで終わりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○副議長（瀬川治男君）

市長 内藤正行君。

○市長（内藤正行君）

私どもは、まずこの市政というものを市民からお預かりして、運営させていただいておるわけです。まずそういう意味で市民の皆さんの御意向、御要望というものを十分踏まえていかなきゃならんということが一つあります。また、こういう今の時世になりましたので、従来のような何でも補助と、あるいは市でやれというような時代でもなくなって、みずからの地域はみずからで守る、また自分たちでできることは自分たちで行うという市民の自主的な考え方、そういったことを十分理解し、また場合によっては私どもが主導的に引き出していかなきゃいかんというふうに思っているわけでして、そういった形で、行政、市民、あるいは地域社会が一体となって健全な市政を進めていくということを念頭に、日ごろの事務事業の執行に当たっているということでございます。今後ともそうした姿勢でまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○5番（高田文一君）

いろいろ答弁や御回答いただきましてありがとうございます。これで質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○副議長（瀬川治男君）

続きまして、6番 高橋勝美君の発言を許します。

○6番（高橋勝美君）

6番 高橋勝美でございます。

議長のお許しを得まして、内藤市長さんに通告の件についてお尋ねしたいと思います。

道路整備についてということで、お尋ねしたいと思います。

西部連絡道路もほぼめどがついてきましたが、それに伴う東西道路の整備計画はどのようになっているかということでお尋ねしたい。また、進行状況もどのようになっているかお尋ねしたいです。

また、西部連絡道路が整備されますと、それに伴う通行量が多くなりますから、安全で安心に通学できる生徒・児童の通学路の確保等も、その辺のお考えもちょっとお聞きしたいと、かように思っております。

また、県道 157号線にかかっております名鉄電車の廃線された高架の問題でございますが、高架線路を撤去していただきますと下がフラット化の道路になるかと思いますが、特に雨のときなんか、あそこをポンプが稼働しないと大変冠水するようなこともございますし、また冬場は凍結して、勾配がついておりますもんですから車がスリップして事故等が多くありますし、また南の交差点のところで北から来る車がよく見えないような状況で、下から上がってくるもんだからあそこで時々事故をやっておりますもんですから、その辺の安全確保の問題もございまして、その辺の高架を撤去してフラット化の道路ができないかということもお尋ねしたいと思います。以上でございます。

○副議長（瀬川治男君）

道路整備についての答弁を市長に求めます。

市長 内藤正行君。

○市長（内藤正行君）

道路の整備に関する質問につきまして、お答えをいたします。

西部連絡道路は、本市合併に当たりまして、新市を東西に横断する道路はかなり多い半面、南北に縦断する幹線道路は本巢縦貫道のみであり、慢性的な交通渋滞を招いていることから、市民の利便性を高めるため、南北交通の新たな幹線といたしまして整備するよう計画したものでございます。

この事業は平成16年度から進めておりまして、18年度までに真正地域全域と糸貫地域のほぼ8割程度が整備され、残すところは糸貫地域の一部と本巢地域となっております。平成20年度の完成に向けて事業を進めているわけでございます。

この西部連絡道路につなぎます東西の県道は、市南部から見てみますと、主要地方道岐阜関ヶ原線、一般県道北方真正大野線、それから国道 303号、さらに一般県道屋井黒野線、最後に五つ目ですが主要地方道岐阜大野線がございます。これらの道路につきましては、新市建設計画におきまして、市を南北に縦断する道路を中核としまして、県と連携して地域の道路ネットワークの充実を進めることとしてまいっております。

合併の折に、本巢市となった場合、東西の国・県道は多くあるものの、南北の複車線道路は 157

号しかないということで、西部連絡道路を整備することとなった経緯がありまして、東西道路につきましては、現在岐阜関ヶ原線と屋井黒野線において県が整備を進めているところでございます。このほか、都市計画道路長良糸貫線につきましては、以前にもお答えさせていただいておりますが、県が進める岐阜圏域の幹線道路網再編計画の中で整備手法が検討されておりまして、引き続き本巣市、岐阜市と、それぞれの議会、関係自治会で構成されました長良糸貫線事業促進協議会の組織とともに、県による早期整備を積極的に要望しているところでございます。御理解いただきたいと思っております。

次に通学道路計画につきましては、今後2車線以上の道路を整備する場合には原則として歩道を設置し、学童等の歩行者交通安全確保を図ってまいりたいと、このように考えております。今までと同様に、交通安全協会が主体となり、県・市も加わりまして実施されております危険箇所点検や、PTAによる通学路整備要望で指摘された箇所につきましては、現地確認の上、順次対策をとってまいりたいと考えております。

西部連絡道路にもとおっしゃいましたが、今申しましたような考えでございますし、西部連絡道路は片側に歩道をつけることとなっております。既存の2車線道路は当面そのまま使わせていただきまして、そうした道路の歩道につきましては、今後20年から22年にかけて順次整備をしてまいることになっているところでございます。

最後に、旧名鉄揖斐線の本巣縦貫道路の立体交差でございますが、道路管理者であります県に確認をいたしましたところ、名鉄から鉄道橋の撤去計画が示されていないことから、現在のところは具体的な整備計画はないとのことでございます。市といたしましては、名鉄架橋の撤去後の道路フラット化につきましては、県に強く要望してまいります。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○副議長（瀬川治男君）

6番 高橋勝美君。

○6番（高橋勝美君）

今、市長さんの御報告でよくわかりましたんですが、市長さんの所信表明にもありましたように、地域道路ネットワークの整備の中には市道の計画的な整備ということもうたわれておりますし、また快適で安全な道路、交通環境の整備も図っていくというようなこともうたわれております。特に、これから東西道路の整備を早くしていただきたいと思っておりますと同時に、先日、本巣市都市計画マスタープランの査定の報告がございました中にも、先般私もお話し申し上げました、特に長良糸貫線を早急に着工していただくよう、県の方と接触をひとつ再度お願いしたいと思っております。

また、通学道路の問題におきましては、PTAの人たちと御相談願いまして、登校時は集団登校するわけでいいですが、下校のときは、特に個別で帰りますから、その辺のところを危険性が多いかと思っております。通行量も多くなりますと多いかと思っておりますから、特に注意を払っていただいて、お考えいただきたいと、かように思います。

また、環状道路の157号の県の方の関係ということをお聞きしましたが、何とか名鉄さんと県と

が早く折衝していただきまして、早急な撤去をお願いしたいと、かように思っております。その辺の見通し等もわかれば教えていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○副議長（瀬川治男君）

産業建設部長。

○産業建設部長（服部次男君）

先ほど市長の答弁のとおり、名鉄と岐阜県においてまだ具体的な方向が定められておりません。現状ではそういうことですが、今後、市から御質問のことにつきましては、さらに県に対して、早くそういったことを考えていただけるように要望してまいりたいと思っておりますので、よろしくお祈りします。

〔6番議員挙手〕

○副議長（瀬川治男君）

高橋勝美君。

○6番（高橋勝美君）

できるだけ早くその辺のお願いをしていただいて、通行に支障のないようにしていただきたいと、かように思っております。

以上で質問を終わります。

○副議長（瀬川治男君）

続きまして、2番 船渡洋子君の発言を許します。

○2番（船渡洋子君）

議長のお許しを得ましたので、通告に従って質問をいたします。

初めに、少子化対策についてお尋ねいたします。

岐阜県においては、この3月議会で、「安心して子どもを産み育てることができる岐阜県づくり条例」が制定されると聞いております。少子化対策は行政だけでなく、社会全体で取り組むべき課題であるという認識に立ち、県、市町村、民間団体、企業、県民等が一体となって、今後の少子化対策を展開する基盤となる条例です。

例えば、冒頭に「子どもは未来の宝であり、社会の宝です。岐阜県の将来を担う子どもたちが、健やかに生まれ、心豊かに成長することは県民すべての願いです」。「結婚や出産を望む人の願いがかなう社会、子どもや家庭がその周りの様々な人々に見守られ、ともに支え合いながら安心して健やかに暮らすことができる地域を実現していくことは県民すべての願いです」。「この問題に取り組むことは、地域づくりそのものであることを踏まえれば、地域においてこそ主体的に取り組む必要があります。地域、職場や行政がともにこのような社会や地域づくりを進めるため、県民の総意として、ここに、安心して子どもを産み育てることができる岐阜県づくり条例を定めます」と、前文があります。

条例制定後は、この条例に基づき、少子化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための岐阜県少子化対策基本計画を平成19年度中に策定するとともに、具体的な全体像を明らかにするため、

岐阜県少子化対策総合プログラムを策定し、条例、基本計画、総合プログラムの3点セットで、岐阜県の少子化対策を5年計画で推進するという大変期待ができるものです。しかし、少子化問題は待ったなしで進んでいます。本市においても、しっかりとした取り組みをお願いいたします。

そこで1点目の、妊婦無料健診の拡大についてお伺いします。

妊婦健診は任意のため、医療保険の対象外です。出産までの受診回数は平均14回に上り、費用は1回約5,000円、血液検査を伴うと1万から1万5,000円程度かかります。特に臨月に入ると毎週の健診に加え検査等の費用が重なり、経済的な基盤が弱い子育て世代には大変厳しく、自己負担の総額は無料となる分を除いても平均約12万円ほどです。若い夫婦世帯には、負担感が重くのしかかっています。このため、きちっと健診を受けられない人もいます。厚生労働省は、胎児や母親の健康状態を診断する妊婦健診について、全額を国の負担で賄う無料健診回数を原則2回から5回以上に拡大することを決めたと聞いています。これは、妊娠や出産に伴う高額な負担が出生数の低下を招く一因になっているとの判断からです。

2007年度の予算編成においては、妊婦健診への助成を含む少子化対策に充てる地方交付税の配分額が700億円に倍増され、市町村が実施する少子化対策事業の財源は強化されています。ただ、実際に何回まで無料化にするかは、実施主体である市町村の判断にゆだねられています。

既に愛知県大府市では、これまで年3回実施されている無料健診を、2007年度から一気に15回にふやす予算案を編成し、議会で審議しているとのこと。もともと無料健診の回数を一定程度ふやす考えが、この厚生労働省の通知が弾みとなり、大幅な増加に踏み切ったものです。また、江南市においては、既に妊婦健診の助成を10回と産後健診2回の計12回の助成が、この4月より行われます。

本市においても、現在4回の無料健診が行われています。最終的には、健診の完全無料化を図っていただきたいのですが、せめて半分程度の8回、もしくは7回への拡大ができませんでしょうか。また、その拡大分は臨月に充てるか、健診を受ける人の経済状況にあわせて期間を自由に選択できるようにしてはどうでしょうか。

妊娠したとき、経済負担を考えると、産むか産まないか大変心が揺れ動き、悩んでしまうと相談を受けたことがあります。お母さんたちの経済的負担や気持ちが少しでも軽くなり、安心して子供を産み育てる環境に一步前進できると思いますが、いかがでしょうか。

次に、妊産婦に優しい環境づくりのマタニティマークの活用についてお伺いします。

お手元にお配りしたこのマークは、妊産婦が身につけたりポスターなどで掲示して、妊産婦への配慮を呼びかけるものです。見た目では妊婦さんだとわかりにくい妊娠初期などに、満員電車で押される、近くでたばこを吸われるなど、苦痛を訴える声が多いことから、一目で妊婦さんだとわかるよう全国共通のマークが決められました。子育ての原点は、大切な未来の宝物を授かっている妊婦さんです。どうすれば、地域社会で妊婦さんを見守る環境づくりができるかを考えていく中でマタニティマークにたどり着きました。昨年の3月に決定したマタニティマークは、全国各地の自治体や団体、個人で、バッジ、ストラップ、駐車用カードなどに活用され、反響を広げています。

本市においても、母子手帳交付時にマークを配したバッジやストラップ、駐車カードを配布してはどうでしょうか。

活用されている自治体での妊婦さんの声ですが、初めは妊娠を周囲に知られて恥ずかしいという気持ちや、体調が多少悪くても優先席に座ることに非常に抵抗がありました。そんなとき、御主人からストラップを身につけることが赤ちゃんを守ることになると言われ、自分自身も赤ちゃんを守ろうという気持ちが強まり、ストラップをつけて無理せず優先席に座れるようになりました。またある人は、駅構内でマタニティーマークのポスターを見かけるようになり、市がストラップを無料配付し始めたことを聞き、行政や周囲から安心して妊娠していいよと後押しされるようで、とても心強く思いましたとのこと。本市は、公共交通機関を利用している人よりマイカーの人が多いため、自動車用の吸盤つきステッカーが有効ではないでしょうか。本市の母親教室にて、妊婦さんは障害者の方の駐車スペースにとめていいですよと言われても気が引けてしまい、なかなか駐車できなかったと言ってみえました。妊産婦に配慮する市民の意識啓発を図るためにも、マタニティーマークを活用したグッズの製作を提案いたします。市長のお考えをお聞かせください。

次に、視覚障害者のための情報バリアフリーの促進についてお聞きいたします。

プライバシー情報や生活情報、例えば年金通知、税金額通知、請求書などの個人向け情報、行政の各種広報、印刷物など紙媒体情報は、自立した生活と社会参加に欠かせない情報源ですが、活字文書のままだと視覚障害者の方々が入手することはなかなか困難です。そのため、こうした生活情報を提供する手段として、音声コードと活字読み上げ装置による方法があります。書面に書かれた文字情報を切手大の記号に変換したものを音声コード、SPコードといい、それを書面の片隅に添付します。その音声コードを専用の読み上げ装置に当てると、音声で文字情報を読み上げるという仕組みです。作成ソフトをパソコンにインストールすれば、簡単に音声コードを作成することができます。最近自治体の印刷物などに添付され始め、徐々に普及し始めています。

さきに成立した平成18年度補正予算に、障害者自立支援対策臨時特例交付金事業が960億円盛り込まれていますが、この事業の対象の一つに、自治体など公的窓口で活字読み上げ装置を導入することに対して助成が行われます。補助割合は10分の10、全額補助であり、自治体負担はゼロです。本市における視覚障害者に対する情報バリアフリーを促進するために、早期導入を図っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

この2点を質問いたします。

○副議長（瀬川治男君）

1点目、少子化対策について、答弁を市長に求めます。

市長 内藤正行君。

○市長（内藤正行君）

少子化対策に関する御質問に対しましてお答えをいたします。

第1点目の、妊婦無料健診の拡大についてのお問い合わせでございますが、本市におきましては平成16年2月合併を機にいたしまして、母子保健事業の充実対策として、妊婦健康診査の受診券を

1人当たり4枚発行いたしております。全国平均はこの時点で2枚でございました。18年度の県内の発行状況を見てみましても、2回のところが36市町村、3回以上が6市町で、本市は4回でありまして、大変多い方でございます。

このたび平成19年1月に、厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長より、妊婦健康診査の公費負担の望ましいあり方について5回健診の通知があり、これを受けまして、2月に岐阜県市長会におきまして各市町村の意向調査が実施されたわけですが、これによりますと19年度の予算の方向としては、岐阜圏域だけで見てみますと、各務原市が2回から5回、岐阜市、羽島市、山県市、瑞穂市は2回から3回へ、北方町は2回で現状どおり、本市は4回で現状どおりと、こういうことで予算を要求しているわけでございます。

今回の改正では、子宮頸がんの検診とかC型肝炎の抗体検査等の検診項目も充実されまして、さらに負担金額におきましても増額されるために、各医療機関とのそうした検査項目の調整と料金の関係が必要になってまいっております。特に、妊婦健康診査受診券は金券であり、かつ受診券という役割を持っているわけですので、医療機関において検査項目を確実に実施し、市町村ではその結果からハイリスク妊婦を早期に把握して支援してまいると、こういうものであるわけでありまして。

また、妊婦健康診査に係ります財政措置につきましては、これまでも地方交付税で措置されておりました。19年度からの地方交付税措置におきましては、妊婦健診を含む地域の子育て支援のための措置として増額で示されておりました。妊婦健康診査部分のみの積算単価、回数というものは示されていない状況でございます。19年度予算といたしまして、妊婦健康診査費として私どもは820万円を計上させていただいておりますが、これに対しまして国が無料で健診するということを言ってみえますが、実は地方交付税で算出してみますと、約58%の充当にしか当たらないということですので、念のため申し添えさせていただきます。

今後は、県内の医療機関でどなたが受診しても、国が示すような基本的な健康診査が同一内容、同一単価で受けられますよう、要は岐阜県が県医師会と協議を行うということになっておりますので、本市といたしましては、そうした協議の結果をもとにしまして、交付枚数を検討してまいりたいと考えている次第でございます。

それから、マタニティマークの活用についての御質問でございます。

21世紀の母子保健分野の国民運動計画であります「健やか親子21」では、その課題の一つ妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保を上げております。この課題達成のためには、妊産婦に対しまして理解のある地域環境や職場環境の実現、受動喫煙の防止、各種交通機関における優先的な席の確保について、国民、関係機関、企業、地方公共団体、国がそれぞれの立場で取り組むことが重要であるといたしております。

マタニティマークを通した妊産婦に優しい環境づくりにつきましては、本市としても十分検討してまいりたいと考えております。

○副議長（瀬川治男君）

2点目、視覚障害者のための情報バリアフリーの促進について答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 島田克廣君。

○健康福祉部長（島田克廣君）

それでは、視覚障害者のための情報バリアフリーの促進について、お答えをいたします。

本市における視覚障害者の現況につきましては、現在84人の方が何らかの視覚障害の認定を受け、障害者手帳をお持ちのところではありますが、そうした方への支援につきましては、現在、市の障害者生活支援センター事業において、「ピアカウンセラー」の名称で視覚障害者の方を相談員といたしまして委嘱し、同じ立場の人により視覚障害者の方の生活相談を進めているところでございます。

議員御指摘のとおり、国によります障害者自立支援対策臨時特例交付金事業は、臨時特例交付金を交付し、障害者が自立した生活を営むことができるよう支援するものでありまして、その中の視覚障害者等情報支援緊急基盤整備事業で活字文書読み上げ装置が位置づけられているところであります。

本市におきまして、合併後の窓口の状況を見ましたとき、そういった視覚障害者の方が直接窓口にお見えになることはほとんどないような状態にあり、仮に窓口にお見えになったといたしましても、職員が対応することで十分対応可能かと思われまます。したがって、現在のところ、この活字文書読み上げ装置の導入につきましては、必ずしもその必要性はないものと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

〔2番議員挙手〕

○副議長（瀬川治男君）

2番 船渡洋子君。

○2番（船渡洋子君）

まず1点目の、妊産婦の無料健診の回数のことですが、本市は4回ということで、県としては上の方であるという先ほどの市長の御答弁ではありましたが、周りが4回より少ないからそのままというのではなく、せめて厚生省が5回ぐらいがいいと言われた、その回数の分を上乗せできるような方向でお願いができないかなあというふうに思います。

そして、この母子手帳を交付のときに、初めて赤ちゃんを産まれる方は本当に新しいことへの取り組みということで大変不安がいっぱいという中で、いろいろこの母子手帳をいただいたときに説明があるわけですが、なかなかわからないことが多い。そういったときに、この無料健診の4枚いただいたその券が、いつ使っていくのかというのがきちっと決められている、そのことがわからなくて、気がついたときにはもう既に期間が遅くなって使えなかったというような方もあります。そういうことも含めて、この母子手帳交付のときにきちっと丁寧に教えていただけたらいいのではないかなあというふうに思います。

また、この4月から実施されることになった出産育児一時金の委任払い制度のことも、母子手帳交付のときにこういうふうに今度はなるんですよということを教えていただけると、妊婦さんは大変助かるのではないかなあというふうに思います。

先回質問させていただきましたこの委任払い制度のときに、貸付制度があるんだということで、

広報紙にそのことを載せていただくようお願いをしました。その時点では、本巢市はどなたもこの貸付制度を利用したことがないという答弁でしたが、このことを聞いたときに、そんなことがあるということを知っておいたら使いたかったわというふうに言われた方がお見えになりました。もう既に広報紙に載せていただいた後のことだったんですが、やはりその方の目にはとまらなかったようで、母子手帳の交付のときが一番妊婦さんとの交流ができるときだと思いますので、そういったことも窓口で丁寧に教えていただけるようお願いをしたいというふうに思います。

そして、このマタニティマークは既に1年を経過しております。各自治体で活用されているということで、きのうも議会が終わってうちへ帰ったときに、テレビのドラマでちょうどこのマタニティマークのポスターが掲げられているところが映っていたんです。それを見て、もう本当に進んでいるんだなあと、そんなふうに思ったわけです。ぜひとも、早期にこういったことも実現をしていただけるようお願いいたします。

2点目の、視覚障害者の方の情報バリアフリーのことについてですが、「目の不自由な人、読める喜びの」という見出しの読売新聞の記事を少し紹介させていただきたいと思います。

「目の難病で59歳のときに失明した東京都小平市の元調理師 羽鳥富三さんは、料理の本を読むことが最近楽しみになった。活字文章読み上げ装置を3年前に入手し、SPコードのついた印刷物なら自分で読めるようになったからだ。それまでは、朗読ボランティアなどの手をかり、音声情報を得てきた。いつでも読みたいときに読めるのがうれしいと、羽鳥さん。白と黒の点で構成された四角いSPコードはページの右下についている。読み上げ装置をコードに当てると、そのページに書かれた内容が滑らかな合成音声で読み上げられる。SPとはスーパーの意味。2003年、民間団体「日本視覚障がい情報普及支援協会」 理事長の溝口サトシさんが約10年かけて開発した。国内には約30万人の視覚障害者がいるが、そのうち点字をすらすらと読めるのは2万人程度。多くの人が紙に書かれた文字も点字も十分に読めず、音声情報に頼っているのが実情だ。SPコードは、昨年、読み上げ装置を使うメーカーが2社にふえたことで徐々に浸透し始めた。同協会が昨年、関東地区の約180自治体を対象に普及率を調べたところ、23%がSPコードを利用していた。また一部の都市銀行や量販店、ピザ宅配会社などでも印刷物やメニューなどにSPコードをつけ始めている。また、2006年2月には、厚生労働省が情報のバリアフリー化を目的に、全国約7,500の医療法人などに対し、処方せんや医療、服薬指導などの情報をSPコード化するよう事務連絡を出した。ただ、SPコードを知らない人もまだ多く、読み上げ装置を利用する視覚障害者は5,000人と少ない。読み上げ装置は10万円程度だが、重度視覚障害者の場合は自治体に申請すれば、日常生活用具として給付される。同協会副理事長の能登谷和則さんは「役所からの重要な通知などにSPコードがつくようになれば、利用者は自然とふえるはず。目の不自由な人も活字を自由に読める環境づくりを広げていきたい」。このように昨年の新聞に掲載をされていたわけですが、窓口であまり利用をされてはいない。されると思われないということで、もっと普及をしてからという御答弁でしたが、普及をさせるためにも行政が応援をしていくというのが大事ではないかなあというふうに思います。

今の考え方では、とてもきめ細やかな福祉のまちを目指している本巢市とは言えないのではない

でしょうか。こういった装置を福祉敬愛課の窓口に設置をして、視覚障害者の方にこういったことがあるんですよと紹介をしてあげる、そういったことが行政の役割ではないかなあというふうに思います。少しでも快適に暮らせるようにしていくのが、自立支援ということではないかなあというふうに思います。確かにいろんな手当はなされてはいるとは思いますが、一人でも本を読んだり、いろんなことができる方法があるのであれば、また厚生省の方から貸していただけるということであれば、ぜひともそういったことを進めていくということも大事なことはないかなあというふうに思います。

以上2点、もう一度再質問をお願いいたします。

○副議長（瀬川治男君）

健康福祉部長 島田克廣君。

○健康福祉部長（島田克廣君）

それでは、1点目の件につきましてお答えをさせていただきます。

先ほど市長の申しましたように、岐阜県が県の医師会と協議を行う。その協議を行う内容につきましては、基本的な健康診査が同一内容、同一単価で受けられるように、県と県の医師会が協議を行うということになっております。その結果に基づきまして、本市といたしましても、交付枚数につきましてはその後に検討していきたいということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

それから先ほど、妊婦手帳交付のときにいろいろな指導をしてほしいというお話でございましたけれども、確かにその点につきましてはそのとおりでございますので、これから妊婦手帳交付時には、関係したことににつきまして指導を徹底していくようにしていきたいというふうに考えます。

それからマタニティマークにつきましては、市長が先ほど申しましたように検討をしていきたいというふうに考えております。

それから3点目でございますけれども、先日、岐阜市にあります視覚障害者生活情報センターぎふというところに出向いてまいりました。そこには2種類のSPコードによります機器が展示をしておりました。そのほかにも多数の視覚障害者用の機器を取りそろえており、専門の職員によります詳しい説明も受けられるということでございますので、そういった場所を利用されるのも一つの方法ではないかというふうに思います。

それから、そのSPコードの入力が、チラシ等ではさも簡単にできるというように言われておりますけれども、実際そこでお話を伺ってみますと、なかなかその辺が難しい、実は大変であるということでした。

それから、それを入力するには、市の職員がやるということもなかなか難しい。どこかの専門の業者に委託をすることが望ましいのではないかなあというふうなお話もございました。そういう点からして、ソフト面をある程度充実をするということもこれから大事なことはないかというふうに考えております。

それから、その帰りに岐阜市さんでもそういった機器を導入しておるとお聞きしましたので、岐

阜市さんの方へ寄らせていただきました。案内係の方へ尋ねますと、そういった機器がどこにあるのかよくわからないということでございまして、担当課の方へ行ってほしいということでありましたので担当課の方へ出向きました。担当課でも、その機器についてお尋ねをしますと、1台購入はしておるといことで、戸棚の中から新しいのを出してきたようなこととございました。それで、その使い方についてやりかけてみたんですけれども、なれてないということもあったと思うんですけれども、なかなか音声が発声をしなかったということで、まだまだその利用方法につきましてお尋ねしましたところ、具体的な回答を得られなかったということでございます。

それから、先ほどの障害者生活情報センターぎふにおきまして、その二つの機器につきまして私も聞いてまいりました。実際見てさわって確かめてきましたけれども、これも調子が悪かったのか、機器を使われる方はベテランの方でしたけれども、なかなかうまく音が出ずに、随分時間をかけてあちこちなぶりながら、そのうち1台の方については、合成音ですね、機械的な音で発声をしておりました。ああこういうものかなあということで、その辺についても、健常者がなぶってもなかなか難しいなあというようなところがあり、これを果たして十分に使いこなすにはどうなのかなあという思いもしました。

それからその二つ以外に、昨年スキャナーで読み取る機器が新しく出たということで、その機械もありました。確かに自分が知りたい部分につきまして、そのスキャナーに当てると、そのスキャナーがそれを読み取って音声で発声をする。これだとSPコードに入力する必要がないので、非常にいい機械だなあという思いで見ましたけれども、その機械も故障をしておまして、十分にその威力が発揮できなかった。まだまだ今後改善の余地があるかなあというふうに感じて、帰ってまいりました。

そんなような状況でございまして、議員の御趣旨はよくわかりますけれども、今、市といたしまして導入は、その必要性があればその時点で考えていきたいということで、御理解を賜りたいというふうに思います。

[2番議員挙手]

○副議長（瀬川治男君）

2番 船渡洋子君。

○2番（船渡洋子君）

いろいろ御検討していただいたということですので、またこれからもそういったことに対して、少しでも前向きにとらえていけるような方向でお願いをしたいということで、私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（瀬川治男君）

10時30分まで暫時休憩します。

午前10時12分 休憩

午前10時30分 再開

○副議長（瀬川治男君）

再開します。

21番 鵜飼静雄君の発言を許します。

○21番（鵜飼静雄君）

それでは4点について、通告に従って順次質問をいたします。

第1番目は、行政改革に関してという点であります。

市は予算編成方針で、「平成19年度予算を実質的な行政改革元年予算として」というふうに述べています。そこで行政改革に関して幾つかの質問をしたいと思えます。

まず第1に、何のために行政改革をするのかという点が大事だというふうに思っています。行政におけるむだを省き、効率的な行政運営を実現することによって、地方自治体の責務である住民の暮らし、福祉の向上を図る、このことが最大の目的だと私は考えています。言うまでもないことだというふうに思いますが、改めて市の見解を伺いたいと思えます。

第2には、新年度予算編成に当たっての経常経費の削減に関して、このように述べています。既に役割を終えた事業、または創設時の必要性が薄れた事業、行政コストに比べ行政効果が上がっていない事業などの見直しが言われています。このこと自体は否定するつもりはさらさらありませんが、問題はだれがそうした判断をするのかという点だというふうに思えます。例えば、行政改革の実施計画を見ますと、あくまでも例でありますけれども、「プール施設利用助成事業の廃止を検討」という項目がありまして、その取り組み内容の中に「助成事業として効果が認められないとともに割引利用券の使用状況が不明瞭であるため、廃止について検討する」というふうに書いてあります。あるいは「紙おむつの購入費支給事業の見直し」という項目もあります。これについては、先日の補正予算の審議で伺いましたけれども、18年度の利用人数は127人、当初予算の予定人数は150人ということで、減ってはおりますけれども、それなりの人が利用しています。そして、その利用率が約90%ということでもあります。こういう状況の中で、先ほど申し上げたように、それぞれの必要性が薄れてきたとか、あるいは本来の役割を果たしてきたとか、そういういろんな判断をだれがするかということが大切だというふうに思っています。

この大綱については、行政改革推進委員会の答申を得て策定をされています。そういう意味では、市民の声をそれなりに反映しているというふうには言えますが、その推進委員会の中でこういう意見も出ています。「検討するからには検討する材料が必要ですが、資料が少なく、この状態では検討することが難しい」という意見がございました、御承知だと思いますが。さらに推進委員会で、これは会長の発言だったと思えますが、第3回推進委員会、18年1月12日ですが、このように述べています。「サービスの受け手である利用者の意見も踏まえて検討していただく必要があり、その上で調査が実施されているかどうかということと、このサービスのやり方について利用者である市民から聞くことが必要です。特に介護予防としてこれからの地域の課題に結びつくこととなると、利用者のことを考えて対応すべきであるということです。入浴サービスの廃止についても、廃止することと実態の調査が同時になるということはいかがなものでしょう。調査した上で廃止の可能性

を追求するならまだしも、廃止のための調査はおかしいのではないのでしょうか」という指摘をされています。まさにそのとおりだと思います。市長は、先ほどの高田議員の質問に対しても、あるいはこれまでもたびたび市民との協働ということを強調されています。そうした点から考えてみると、単に行政でいろんな問題を判断するだけではなく、その前提として市民、あるいは関係者の意見を十分踏まえていく、聞いていくということが大切だというふうに思っています。この点で、今後、これから行政改革が本格的に実施されていくという時点に立って、市としての取り組み方、あるいは方針についてお伺いをしたいというふうに思います。

以上が、第1番目であります。

2番目に、農地の転用についてということでお伺いをいたします。

農地の転用については、当然ながら転用目的を明確にして農業委員会に申請をするわけですが、許可を受けた後に申請の内容と違う内容で利用されるということも残念ながらあります。通常ならば、その場合には計画変更の申請をして、許可を受けて目的を変更するということになるわけですが、最近、2月の農業委員会を傍聴してまいりましたけれども、その農業委員会において、あるいは地元でも問題になっているのは、分譲住宅として許可を受けた土地を計画変更のないまま売却して、既に工場が建ってしまっているという問題があります。直接的にこの問題をどうするかというのは農業委員会の問題ではありますが、こうした事態が起きないように、そして起きた場合にどうするかということについては農業委員会だけの問題とせず、市としても対応を考えていく必要があるし、農業委員会がいろんなことを考えていく上での立脚すべき要綱とか、規則とか、そうしたものをきちっと農業委員会共同で確立していく必要があるのではないかというふうに考えています。この点についてのお考えをお伺いしたいと思います。

第3番目です。税制改革による影響と対応についてということでございます。

今、格差社会ということが大きな問題になっています。また、この間の税制改革、あるいは老年者控除の廃止、定率減税の縮小・廃止など、こうした問題が格差をさらに広げています。1月の広報は、税源移譲による所得税と地方税について説明をし、合計額は変わらないというふうにしていきます。しかし、その下の方に小さい字で「このほか実際の負担増減額には、平成19年から定率減税が廃止される等の影響があることに御留意ください」と記しています。実は、ここが大きな問題だというふうに私は思っています。このことによって、さらに格差が拡大しているということも言われています。こうした問題が、直接、間接にそれぞれの市民の生活にも影響を及ぼしているということは明らかだと思います。そうした考えの上で立って、3点、お伺いをしたいと思います。

一つは、保育料の所得区分の見直しをすべきではないかという点であります。

平成18年度、定率減税を半分にした、そのことによって所得税が増税になりました。所得税を払っている世帯は、所得税をもとに保育料が決まります。そのために、税額によっては、所得そのものは一円もふえてないけれども、保育料は上がるというケースが生まれてまいります。こうした不合理を解消するために、国はこの所得階層区分を8分の9、定率減税の半減分ですが、8分の9に引き上げる。例えば6万4,000円までのを7万2,000円までという形で是正をする方向を打ち出

し、全国の自治体に通知をしたと思いますが、市もこれに準じて是正をすべきではないかというふうに考えます。この点について、まずお伺いいたします。

二つ目には、障害者控除認定書の発行状況と対応はという点であります。

この問題は、直接的には定率減税の廃止とか税制改革とはかかわりありませんけれども、先ほど申し上げたように、格差が広がり生活を圧迫しているという状況の中で、障害者の方が少しでも有利な制度をきちんと活用できる、そうした体制づくりが必要だという意味で、この障害者の控除認定書の発行についてどうなっているのかということをお伺いしたいと思っています。

これも1月の広報で、「障害者控除対象者認定書による障害者控除について」という内容で掲載をしてもらいました。今後、それぞれの方の生活を守るためにも、この制度をきちんと知らせて活用してもらうことが必要であります。

そのために、まず一つ目は、この間の認定書の発行数はどれだけなのかということと、もう一つは、自治体によっては対象者に個別に案内しているというところもあります。このこともあわせて考えてみたときに、本当に制度を利用しようと思ったときに、その制度そのものが対象者に周知徹底されていないという問題があります。ぜひともこのあたりは市としても考え、本当に利用しやすい制度になるような対応を考えてほしいというふうに思っています。その点についての対応をお伺いしたいと思います。

3番目ですが、国民健康保険の資格証明書の発行状況についてであります。

今、個々の制度がいろいろ変わってくる中で、1年以上国保税を滞納すると資格証明書を発行しなさいということになってきています。この資格証明書を発行するということは、窓口で100%医療費を払って、後から返してもらうということになっていくわけですが、この100%払うというのはなかなか大変なことであります。そのために、いろんな悲惨な事態が生まれています。昨年7月4日の新聞は、この問題で、こういう見出しで報道をいたしました。「国保滞納で保険証取り上げ、受診抑制の21人死亡」というふうに言っています。また、ことし2月に日本共産党が実施した全国の病院へのアンケート調査には、これまでに600を超える病院から回答があり、過去3年間で国民健康保険証が取り上げられ、受診がおくれて病気が重症化したケースが930件あるということが明らかになりました。考えてみれば、国保税をなかなか払えないという生活状態の人が、治療費を全額自己負担できるということは到底考えられません。本巢市が国の言い分に従って機械的に資格証明書を発行しているというふうにはさらさら考えておりませんが、さらにいろんな配慮が必要になっているのではないかというふうに思いますが、この点でのお考えがありましたら、お伺いしたいと思います。

最後の4番目ですが、下水道計画についてであります。

先日、下水道事業計画のシミュレーションが示されました。それによると、糸貫地区は平成43年に完了というふうになっています。実際にはもっと先になる可能性もあります。その上でいろいろ考えておきますと、今、浄化槽が設置をされておりますけれども、20年先を見たときに、その間に浄化槽をやり直さなきゃならないという事態が結構生まれてくるだろうというふうに思うんです。

そうすると、その段階で合併浄化槽を設置するということになります。そこで多額のお金が要ると。それからまた何年かしたら下水道が布設されたということで、また下水道に加入するとなるとお金がかかるということで、二重投資になって本当に大変な事態が生まれるのではないかとということが心配されます。そういうときに、今、この本巢市の財政の問題、そして市民の状態、いろいろ考えてみたときに、どちらにとってもより有利な方法を再検討すべきではないかというふうに思います。より有利な方法というのは、本当に下水一本が選択肢ということでもいいのかどうなのか。合併浄化槽も選択肢として考え、そのどちらを選ぶかということについて、やっぱり市民との話し合いを通じて方向づけをすべきではないか。そういう段階に来ているというふうに私は思いますが、その点についてのお考えをお伺いしたいと思います。

以上4点です。よろしくお願いします。

○副議長（瀬川治男君）

1点目、行政改革に関する答弁を助役に求めます。

助役 高木巧君。

○助役（高木 巧君）

それでは、1点目の行政改革に関しまして御回答申し上げたいと思います。

平成17年度に策定をいたしました行政改革大綱におきましては、効率的な行政運営の推進、それから市民に信頼される行政運営の推進、さらに健全な財政運営の推進、そして四つ目の柱として職員の資質向上と意識改革の推進。この四つを基本方針といたしまして、現在、実施計画に基づき推進をしているところでありまして、御質問の趣旨にございます事業の見直しにつきましては、効率的な行政運営の推進の中で、事務事業の整理・合理化として21項目の事業、これにつきまして見直し作業に着手をしているところでございます。

この見直し作業につきましては、各事業の所管課におきまして、行政関与の必要性、それから受益と負担の公平性の確保、さらには費用対効果などを含めまして事業内容を改めて精査しておりますが、実施に当たりましては、関係者、市民の皆様からの意見をいただきながら進めるべきものであると考えております。さらに、見直しによる影響が大なるものにつきましては、激変緩和措置等の導入も含め検討をしていくべきものでございまして、平成18年度に掲げております18項目の実施状況は、実施済みが8項目、それから実施が困難なものと位置づけましたものが1項目、次年度以降へ繰り越すべきものとしては、ただいま議員が御質問の例示的に申されましたものも含めまして3項目となっております、また検討中のものが6項目などの進捗状況でございます。

いずれにいたしましても、限られた財源の中で行政改革を推進していく上で、市民の皆様には御負担やら、また御理解をいただかなければならないことでもございまして、市民協働を推進の原点と位置づけ、計画の策定、それから計画の実施、実施に伴いますその結果の検証、それとその検証したことに伴います見直し、これのサイクルに基づきまして常に点検を行い、市民の皆様で組織させていただいております本巢市行政改革推進委員会に報告をし、御意見をいただきながら推進してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○副議長（瀬川治男君）

2点目、農地の転用についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 服部次男君。

○産業建設部長（服部次男君）

それでは、2点目の農地の転用についての御質問にお答えをいたします。

御質問の農地転用については、農地法は農地の利用、取得等に一定の制限等を規定しているところであり、これを守らなければならないことは当然であり、言うまでもないことであります。

農地転用における農地法第4条、第5条に係る許可事務の取り扱いについては、岐阜県知事に対する許可申請書について本巣市農業委員会が受け付け、意見を付し、県に進達する業務を担っております。申請者に対し、転用事業内容について適正に執行されるよう指導に努め、問題が発生した場合には、県の指示を仰ぎながら対応してまいりたいと考えております。市としては、今後の転用事業の適正を図るための対応について、農業委員会と協議してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○副議長（瀬川治男君）

3点目、税制改革による影響と対応についての質問のうち、保育料の所得区分の見直し、障害者認定書の発行状況と対応、以上2点の答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 島田克廣君。

○健康福祉部長（島田克廣君）

それでは、3点目の税制改革等による影響と対応についての1点目、保育料の所得区分の見直しについてでございます。

議員御承知のとおり、税制改正により定率減税は、平成18年度分の所得税については税額の10%相当に縮減され、さらに平成19年度以降については、この制度が廃止するとされたところであります。まず保育園の保育料が、保護者の前年分の税額により生活保護世帯をA階層に、市町村民税の額の区分によりB階層及びC階層に、所得税課税の額によりD階層に区分し、さらに児童の年齢区分により保育料を決定しており、所得税額については定率減税後の額により算定を行っております。

御質問の、税制改正により、所得がふえていないのに区分が上がって保育料が上がるという場合が生まれてくるということでございますが、今回の定率減税の縮減による保育料への影響につきましては、D階層区分の所得税額の節目に当たる世帯が影響を受けるものと考えられることから、正式通知の前ではありますが、国が示す保育所徴収金基準額表に準じ、定率減税の縮減に伴い所得税が上がった場合でも保育料に影響が生じないように対応し、公平な負担を基本に、適切に対処してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に2点目の、障害者認定書の発行状況と対応はについてお答えします。

障害者控除対象者認定書の発行につきましては、現在10件交付しております。この認定書は、「高齢者の所得税法上の取り扱いについて」及び「高齢者の地方税法上の取り扱いについて」の通達に基づきまして、本市の福祉事務所長が発行するものでありますが、「高齢者の所得税、地方税

上の障害者控除の取り扱いについて」（平成14年事務連絡）によりますと、要介護認定は障害等を直接判断するのではなく、介護の手間のかかりぐあいを判断するものであるとされ、要介護認定の結果のみをもって一律に身体障害者の何級に相当するかを判断することは困難なものであると考えられ、認定の方法としましては、医師の診断や職員による調査等により個別に確認すること等が示されております。また、税務署からも、要介護度をもって認定することは適切な処理ではないとお聞きしておりますので、これらを踏まえまして瑞穂市、北方町とも協議を行い、本年1月号の市の広報紙、確定申告の案内欄の中でこの制度の説明を掲載し、周知に努めたところであります。なお、今後につきましても、介護保険を共同で行っております瑞穂市、北方町とも協議を行い、適切に対応していきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○副議長（瀬川治男君）

国保の資格証明書の発行状況についての答弁を市民環境部長に求めます。

市民環境部長 杉山勝美君。

○市民環境部長（杉山勝美君）

それでは、3点目の3につきまして、私の方から御説明をさせていただきます。

まず全体の税制改正による国民健康保険税の影響とその対応につきましては、公的年金控除の見直しに伴い、国民健康保険税負担が増加する高齢者に配慮するための経過措置といたしまして、平成18年度は13万円、平成19年度は7万円の公的年金等特別控除が設けられております。

まず、3番目の資格証明の関係でございます。

まず、合併後の本巢市の資格証明書の交付状況につきましてでございますが、平成16年度末で106世帯で、被保険者世帯に占める割合は1.9%でございます。それから平成17年度末では123世帯で、被保険者世帯に占める割合は2.1%ということでございます。よろしく願いいたします。

それでは、資格証明書の発行についての配慮ということにつきましてでございます。先ほどの質問の要旨と若干重複することがございますけれども、証明書の発行までの過程について、少しお話をさせていただきます。

国民健康保険税の賦課徴収事務につきましては、毎年4月1日に賦課されまして、納期を第1期の7月末から第8期の翌年の2月までと定め、納入をいただいているところでございます。しかしながら、納期を過ぎても滞納しているときは督促が行われまして、納付相談や指導が行われます。それでもまだ滞納が続く場合には、規則等の定めるところにより、有効期限が6ヵ月以内の短期被保険者証が発行されることがあります。さらに納付期限から1年間滞納が続く場合には、保険証を返還してもらい、御質問の資格証明書が世帯主に交付されるというものでございます。この証明書の役割につきましては、国保被保険者であることを示すだけでございまして、保険給付は受けられないので、医療費は一たん全額自己負担ということで、後から支給申請をしていただくというものでございます。

この資格証明書につきましては、国民健康保険法の改正により被保険者間の負担の公平を図る観点から、支払う能力がありながら、特別の事情もないのに長期間にわたり保険税を滞納している人

に対して、平成12年4月から交付が義務づけられました。資格証明書の交付に当たりましては、私どもも滞納者から即保険証の返還を求めるなどの機械的な事務処理を行うことはしておりません。滞納理由や事情の把握に努め、分納を含めた納付相談または指導など、きめ細かな個々の実情を十分勘案して交付しておりますが、議員御指摘のように、今回死活にかかわるようなことが報じられておりますが、私ども、今後もより一層きめ細かな配慮をしながら事務に努めていきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いをいたします。以上です。

○副議長（瀬川治男君）

4点目、下水道計画についての答弁を上下水道部長に求めます。

上下水道部長 林賢一君。

○上下水道部長（林 賢一君）

4点目の下水道計画についての御質問にお答えをさせていただきます。

糸貫地域の下水道事業につきましては、平成14年3月29日付で糸貫町上下水道事業運営等審議会から、未整備地区については公共下水道事業により整備することが望ましいとの答申をいただいております。新市におきましても、それに基づき整備を行っていく予定とさせていただきます。前回の一般質問の折、事業が長期にわたる場合には、計画策定の中で合併処理浄化槽も選択肢の一つとして、地域の皆様方の意向及び下水道事業推進審議会での検討も行っていきたいと答弁をさせていただきます。

下水道事業のシミュレーションにおきましては、事業期間を21年間とし、また1次認可区域の供用開始を事業着手から8年後としております。この年度以降につきましては、下水道管の配管工事が終わる区域ごとに供用開始を順次行っていきます。いずれにいたしましても、事業期間が長くかかることから、新築・増改築等に伴い浄化槽を整備される方においては、合併処理浄化槽で対応をしていただくこととなります。

合併処理浄化槽への設置整備事業補助金でございますが、一つといたしまして、下水道法の認可を受けた事業計画に定められた予定処理区域及び農業集落排水施設による予定処理区域以外の区域。二つ目として、下水道の整備が原則として7年以上見込まれない下水道事業計画区域であって、水質汚濁法に規定する生活排水対策重点地域に該当する地域。3点目といたしまして、農業集落排水施設の整備が原則として7年以上見込まれない農業集落排水計画区域内の地域に交付をされております。計画するに当たっては、事業の見直しも含め、受益者の方にとって過度な負担にならないよう、御意見をいただきながら進めていきたいと考えております。御理解、御協力のほどお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

[21番議員挙手]

○副議長（瀬川治男君）

はい、鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

それでは、少し再質問をいたします。

第1番目の点につきまして、先ほどの答弁の終わりの方に、市民の意見を聞きながら推進委員会に諮って、さらに推進していくというふうに言われました。それはそれで結構なんですけど、先ほどちょっと紹介しましたように、推進会においても資料不足だという声が出ているわけですね。だから、諮っていくにしても本当に市民の声、関係者の声がどうなのかということ、そしてバックデータもきちんと示しながら推進委員会に諮っていくということが、まず第一に必要なというふうに思っています。

それが一つともう一つ、行政改革大綱の実施計画を見ておきますと、パブリックコメントの制度導入を19年度というふうに記されています。現に、いろんな分野で実質的にはパブリックコメントということをやっておられます。ホームページ、あるいは地域福祉計画ですか、そういったものをつくる場合にアンケートをとったり、それもパブリックコメントの一種だというふうに思っていますが、ただこれを制度として確立するというのが19年度の課題として実施計画に上げられているわけで、これについては一体どのようにやっていこうとされているのかということをお伺いしたいと思います。

あわせて、せんだって越前市でいろいろ研修した中で、パブリックコメントについても同市、特に福井県は結構制度化がきちんとされていてやられているわけですけども、ただ残念ながら、市民の方が十分でないという部分もあって、パブリックコメントという制度をつくれればそれで市民の声がきちんと反映できるかという、残念ながらなかなかそうはいかない。だから、あくまでもパブリックコメントも市民協働の市政を進めていく上の一つの方策であり、さらにほかのいろんなものも含めて考えていかなきゃならないというふうに思うんですね。

例えば、この前説明ありました都市計画マスタープラン、これについては、自治会長に説明をして、その後、校下ごとというふうに言われたね、校下ごとに住民懇談会をやっていくというふうに言われました。それが、そういう形でもっともっと住民のところにいって住民の生の声を集約するというのが、非常に市民協働の上でも、パブリックコメントを本当に魂を入れるためにも必要だと思うんですね。そういった点について、19年度にパブリックコメントを導入することの中で、そういったことをあわせて考えていく必要があるんだろうというふうに思います。その点についてのお考えをお伺いしたいと思います。

あんまり時間がありませんので2番目に行きますが、農地の転用の問題について、最初に申し上げたように基本的には農業委員会で今審議しておりますし、2月の農業委員会では継続審議になりましたので、今月の26日にまた農業委員会が開かれ、そこでさらにいろいろ論議されると思いますけど、いずれにしても、農業委員会だけの問題としてとどめておくことはできない問題だというふうに私は思っています。

今回のケースだけに限らず、いろんな問題が生じたときに、市としての例えば要綱なり、規則なり何らかの対応ができる、それで農業委員会がそこを根拠にいろいろ方向を出すことができる、そういった制度化ができんだろうかというのが私の思いなんですけど、それは随時協議しながらやってもらえばいいと思うんですけども、特に今回の問題について、私が重要だなというふうに思っ

あえて今回取り上げましたのは、この土地については17年に農用地からの除外が許可され、そして18年、昨年7月25日の農業委員会で転用の問題が審議をされ、意見を付して県知事に出し、許可を受けているものでありますが、もともとこの土地については2筆ありまして、その2筆全体を除外をしたわけですね。ところが、転用申請をする前の段階でそれを分筆して3筆になって、その2筆で999平米、要するに市の開発協議の対象にならない面積にして申請をしたと。そうすると、除外を受けたときと申請する段階では、もう話が変わってきているのではないかというふうに思います。さらに7月25日に分譲住宅4軒ということで転用許可を受けた。そして、昨年の10月3日に地目変更があり、そして約1ヵ月後の11月2日に所有権が移転していると、そして分譲住宅ではなく工場が建ってしまったという流れなんですね。こういう流れを見ていると、こういうことが許されていくと、やり得みたいになっちゃうんで、だから市として、農業委員会とも本当に詰めて協議をして対応策を考えていかないと、これからもどんどんどんね、こういうことがやられたら、もう都市計画も土地利用計画も何もなくなってしまうのではないかという心配があります。その点で、先ほど答弁いただきましたけれども、さらに明確な答弁をお願いできればというふうに思っています。

3点目ですが、1番目は結構です。2番目について、あと一つだけ申し上げておきたいのは、障害者の控除認定書の発行が10件というふうに言われました。平成14年の事務連絡で個別確認をすべきだと、税務署もそういうふうに言っているという話であります。それはそうでしょう。ただし、それにしても、特に介護度の4、5のあたりの人はほとんどそれに該当するというふうに考えられるのが一般的ですね。例えば要介護認定者が、本巢市の場合、約900人ぐらいだというふうに思います。その中で、介護度4、5という人が約280人あります。この280人の多くがこの対象者になるだろうというふうに想定されます。じゃあ国の方は一体このことについてどういうふうに言っているかということ若干紹介しながら、市としての今後の対応をさらに検討してほしいと申し上げたいと思います。

財務大臣は、このように言っています。この控除対象に障害者に準じる人を加えた理由は、老衰によって身体に障害を生じた人の事情を考慮したものだということを言っています。さらに国税庁の次長は、認定から5年前までさかのぼって控除が受けられるというふうに述べています。

こういう状況を考えてみたときに、市として対象になると十分想定される人には、それこそ本当に周知徹底を図ってほしいと。市の方は、市の都合で知らせたいことは周知徹底をするというけれども、こういった住民自身が知らない、でも住民自身有利になる制度については、周知徹底というのはなかなか言葉としては出てこない。広報に載せればそれで十分みんなが理解したというわけではありません。ただ、載せてもらったことによって10人の発行ができたということは、私はプラスだと思って非常に評価はしておりますけれども、さらなる対応が必要ではないか。本巢市だけで難しいという部分も確かにあるかもしれませんが、よそとも協力しながら、それでもよそがなかなか対応しなければ、本巢市独自としてでも、やっぱりやっていく必要があるというふうに思っています。その点について、改めてお伺いします。

3番目の国保の資格証明の問題については、1点だけお伺いいたします。

市としては機械的に、そして事務的に交付はしていないということで、そのように配慮してもらってやっているというふうに思いますが、全国的に見れば、先ほど申し上げたような状況の中で非常に悲惨な事態が生まれています。そうした中で、自治体によっては、例えば子供のいる世帯には資格証明書を発行しないとか、あるいは保険税を納付することにより生計を維持することが困難な場合、こうした場合も適用除外するということもあります。そういう意味では、十分に配慮していくという、その配慮を形としてあらわすためには、内規でも何でも結構ですけれども、こういう場合はというものを明確にしたかどうかというふうに思いますが、いかかでしょうか。

最後に4番目ですが、簡単な確認だけをしておきますけれども、43年までのシミュレーションが示されましたけれども、あれはあくまでも公共下水をやっていくと43年が一応完了ということになりますけれども、その中に、例えば合併浄化槽を含めた場合には、あるいは合併浄化槽をやった場合にはどうなっていくのか。財政的にも期間的にも、期間の問題はないですね、希望があれば進んでいくということになりますから。それをあわせたシミュレーションをつくって、住民自身が20年待っても下水にしたいと思うのか、もう今本当に困るから合併浄化槽も含めて考えたいというふうに思うのか、それはやっぱりそれぞれ地域で懇談会しながら話し合いをすることだと思えますね。だからそういった方向で、審議会でいろいろ検討してもらえば結構ですけれども、あくまでも下水一本というばかりでは市の財政も含めて、やっぱり困難ではないかというふうに思います。その点について、改めて伺います。

○副議長（瀬川治男君）

1点目について、助役 高木巧君。

○助役（高木 巧君）

それでは、ただいま行政改革に関しますところの再度の質問について、お答えをさせていただきますと思います。

関連をして、冒頭あたりで、行政改革推進委員会の委員の皆様方からも資料の不足についてというような意見もあったということですが、その点にちょっと触れさせていただきますけれども、実は項目として140を超える項目がございます。それにつきまして、資料を提供させていただいたのが170ページ弱の資料ですね、議員の皆様方に配付をさせていただきました。また、議論の深まったものについては、さらに追加の資料もさっき出させていただいたというようなことでございまして、それで十分かどうかは別にいたしましても、大変ボリュームのある資料を提示し、それについて説明をさせていただいたという経緯がございます。

そこで再質の本論でございますけれども、パブリックコメントについての導入、これにつきましても実施計画の中で、18年度検討期間、それから19年度が実施の期間ということで、実施計画を策定させていただいております。ちなみに越前市のお話等もございましたが、私も市の方で、先ほど議員御指摘の、例えば市民全体にかかわる計画、例えば国民保護計画だとか、これらにつきましてパブリックコメントの形態を取り入れて意見を聞いたという経緯がございますが、残念ながら周知の方法が十分でなかったのかどうかわかりませんが、御意見は、実は2件しかなかったと

というようなことをございます。また近々、男女共同参画のプランにつきましても、これは全市民にかかわる話でございまして、これにつきましても、既存の地域等で行われておりますパブリックコメントの方法ですね、それは市で広報し、あるいは市のホームページで周知をし、さらには自治会等にお話を申し上げて御意見をいただくというような手法。これにつきましても、都市計画マスタープランとほぼ同等のやり方を考えております。ただ、これは実はルール化されておられません。要綱ができておられませんし、基準もできておられません。したがって、実施計画の中でうたわせていただいておりますように、現在、企画部の方におきまして検討をさせていただいております。19年度には、その基準なり、要綱なり、そういったものを形にしていまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○副議長（瀬川治男君）

2点目につきまして、産業建設部長 服部次男君。

○産業建設部長（服部次男君）

事業計画変更を行う場合は、事前にあらかじめ承認を受けるべきというふうに考えております。いずれにいたしましても、今後の農地転用を適正に行っていただく、この対応のために、市の農業委員会と早い時期に協議してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひをいたします。

○副議長（瀬川治男君）

障害者認定書の発行状況と対応について、健康福祉部長 島田克廣君。

○健康福祉部長（島田克廣君）

先ほど申しあげましたように、広域連合で構成をされております市町、瑞穂市、北方町さんとも同一歩調を合わせております関係、また税務署さんも含めて研究・検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

○副議長（瀬川治男君）

国保の資格証明書の発行について、市民環境部長 杉山勝美君。

○市民環境部長（杉山勝美君）

先ほど資格証明書について、るる御説明をさせていただきました。

再質問ということで、配慮を明確にしてはどうかというような御質問でありますけれども、現状、なかなかこの資格証明書の配付につきましては、市町村の窓口での対応ということで、私ども非常に心もとないというか、苦しい立場にあるわけでございますけれども、やはり国の方でも特別な事情ということで、五つほどそういった該当する部分を設けておまして、それに従いながらやっております。しかしながら、私どもも1年の期間、そういったものもかなり多くとった形で関係する該当者に対応してやっておりますので、改めて市で要綱を持つということはちょっとできませんけれども、できる限り配慮した形で対応させていただいておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思ひます。以上です。

○副議長（瀬川治男君）

下水道計画について、上下水道部長 林賢一君。

○上下水道部長（林 賢一君）

今御質問されました合併浄化槽につきましても、シミュレーションを策定させていただいて、御意見をいただいで進めさせていただきたいと思しますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。以上です。

[21番議員挙手]

○副議長（瀬川治男君）

はい、鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

1点だけ申し上げておきます。

国保の関係でいろいろ今説明をいただきまして、市としての対応についてはおおむね了解はしますけれども、ただ資格証明書にするかどうかという判断については、その時々の方担者によって変わる危険性がありますね。だからそういう意味では、ある程度、だれがなってもここまでは対応してあげようかというような最低限の基準は設けた方がいいのではないかというふうに思うんです。そのあたりについては、全国的に見てたくさんの自治体が行っているというふうには、必ずしも私は思いませんけれども、しかし実際にやり出してきてるんですね。例えば最近の例でいうと、特に山形県は多くの市町がそういった基準を設け始めています。そういったことも調査しながら、必要な最低限の対応はしてほしいというふうに思ひますが、その点だけ改めてお伺ひして終わりたいと思ひます。

○副議長（瀬川治男君）

市民環境部長 杉山勝美君。

○市民環境部長（杉山勝美君）

再質問につきましてでございますけれども、当然やはり窓口ですので、主事あたりが対応している部分が多いかと思ひます。そういったことについて問題があれば、係長、課長補佐、課長といった内容に熟知した職員もございしますので、そういった中での相談しながら進めていっておりますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

[21番議員挙手]

○副議長（瀬川治男君）

はい、鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

これで終わりますが、最後はあんまり答えにはなっておりませんが、また改めて一般会計もありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○副議長（瀬川治男君）

続きまして、4番 臼井悦子君の発言を許します。

○4番（臼井悦子君）

通告に基づきまして1点、諸証明の宅配サービスについて質問いたします。

今後ますます進展する高齢社会の今日、先行き不安を抱える高齢者の皆さんに対して、行政サービスの充実は大きな課題となるところです。さらに、本年3月をもって外山連絡所が廃止されることにより、過疎地域に居住する高齢者、独居老人等、住民の不安はますます募るばかりであると思われまます。そこで、援助が必要な65歳以上のひとり暮らしや高齢者等のみの世帯で、住民票、戸籍の写し、各種証明等及び市へ提出する書類の送達などを宅配する宅配サービスを実施することはできないものかと思いますが、当局のお考えをお聞きます。

○副議長（瀬川治男君）

諸証明の宅配サービスについての答弁を市民環境部長に求めます。

市民環境部長 杉山勝美君。

○市民環境部長（杉山勝美君）

それでは、諸証明の宅配サービスについてということで、お答えをいたします。

議員御指摘の、援助が必要な65歳以上のひとり暮らしや高齢者等のみの世帯で、各種証明書及び市への提出する書類の送達する宅配サービスを実施することができないものかということでございます。

近隣の宅配サービスの実施状況を最初に調査をさせていただきましたので報告させていただきますが、大垣市が支所の統廃合に伴い住民サービスの低下を抑えるための施策といたしまして、ことしの1月より高齢福祉課にて住民票等配達サービスの実施を始められたということでございますが、まだ始めて日も浅いということから、いまだ実績はなしとお聞きをしております。

本市におきましては、現在、在宅でも住民票、戸籍謄・抄本の諸証明、申請・交付ができるように郵便局で制度化されています郵政サービスが平成17年9月1日から再スタートしております。このサービスにつきましては、合併前から各町村であったものを合併後も引き続き行うことから、平成17年8月11日に本巣市管内の郵便局と北方郵便局の七つの郵便局におきまして、郵送サービス、それから災害支援の協定、それから廃棄物の不法投棄の情報ですね、それから道路損傷等の情報と、こういったものについての覚書が結ばれておるということでございます。

そのうち郵送サービスにつきましては、郵便局に、ちょっときょうお借りしてきましたけれども、こういったワンセット、袋に入ったものが備えております。これは送信用の封筒と、それからあと住民票、それから戸籍謄・抄本、こちらの申請の書類ですね、そういったものがワンセットになって置いてあるということでございます。こういった備えつけの申請書でもよろしいですし、また任意の申請書でも、こういった諸証明については請求できるということですから、高齢者の皆さんに密接に関係しておりますところの近所の方々とか地域の民生委員さん、それから在宅介護支援センターの職員、それからホームヘルパーといった方々に、こういった要件を伝えていただければ対応できるという現状でございます。当面これらの制度を有効に活用していきながら、諸証明、それから書類の送達、そういった宅配サービスについては解消できるかなあということを考えております。

いずれにいたしましても、地域住民の方々の協力や電話などによる相談、説明をさせていただく

ことで、できる限りサービスの低下を抑えていきたいと考えておりますので、よろしく御理解のほどお願いしたいと思います。以上です。

〔4番議員挙手〕

○副議長（瀬川治男君）

はい、臼井悦子君。

○4番（臼井悦子君）

ありがとうございました。

ただいま御回答いただきましたが、ただいまの御回答によりますと、郵政サービス等によりまして個人のおうちへ配達される、あるいはヘルパーとか介護の方たちを通じましていろんな諸証明関係が配達されるシステムというふうにお聞きしました。

私の申しますのは、先ほど大垣市の方でも実施されているという内容なんですけど、まだこれは大垣市にとりましても本当に日の浅い項目でございますので、今後どういうふうにもこの内容、サービスが本当に役に立つかということは、まだ今のところははかり知れないところではございますが、私の申し上げたい点は、自宅におりまして、ヘルパーがそのお宅に派遣されている場合はともかくとしまして、障害者の方はまたいろんな通路もあると思いますが、そういう交流のないお年寄りにとしましては、まず電話というものが情報機関でございます。その電話を通じまして役所の方へ申し込みをされた場合に、例えばヘルパーさんとか、市の行政側からそのような方に配慮されるということがおありということならともかく、そういういろんな細かいサービス業務というものが、住民に周知徹底されていない点もあると思います。ましてお年寄りにとしましては、いろんな新聞、広報等、読むとは思いますが、目の本当に不自由な方もございます。市にとりまして、電話でできるようなサービス、そしてその方の便宜を図れるような宅配サービスのことをお願いしたいというような今回の質問でございました。そういった業務を市民に知らせることによって、この先、増大する高齢者にとりましては、窓口があるというだけででも安心して住めるのではないかと思いますので、再度この点につきまして、現在ございます郵便のサービスとかいうものは、郵便局に行って郵便封筒をもらいに行かないとサービスができないんじゃないかと思います。もちろん民生委員の方とかそういう方も地域にございます。また、その方たちのいろんな御活躍も配慮した結果、行政としましてそのような宅配の窓口をとということを要望したいということです。

それについての再質問と、もう1点は、回答は求めませんが、同じサービス業務としまして、今の私の1項目とは違いますけれども、昼間、住民票の写しや各種証明等を受け取りに行けない勤務してみえる方にとりまして、業務時間に電話で予約しまして、午後8時ぐらいまで役所の方で何とかそれを受け取ることができるというような、働く人に開かれた窓口サービスもあわせて御検討いただければということ、これは要望でございます。

さきの宅配サービスにつきまして、再度何か御検討していただきたく質問させていただきます。

○副議長（瀬川治男君）

市民環境部長 杉山勝美君。

○市民環境部長（杉山勝美君）

それでは、再質問ということでお答えさせていただきます。

現在、こういった制度が郵便局との関係であるわけでございます。こういったことをもう少し市民の皆様にも通知、啓発しながら、よりよい結果が得られるような形に進めていきたいと思っております。

現在、郵送での住民票、それから戸籍等の件数としては、大体月に 200件前後あります。しかしながら、これは業者間のものが大半でございまして、個人での請求というのはごくわずかという数字的なものもいただいております。そんなことで、私どもといたしましては、こういう制度をさらに連携を密にしながら進めて、もう少し時間を見ながら結果を見て決めたいと思っておりますので、よろしく願いをしたいと思っております。以上です。

〔4 番議員挙手〕

○副議長（瀬川治男君）

はい、臼井悦子君。

○4 番（臼井悦子君）

ありがとうございます。

現在あるサービスのいろんな機能を大いに活用していただきますことは大変望むところでございます。また、さらにこれを踏まえまして、自宅にいながらでもいろんな行政の温かみを感じられるような行政サービスをもっと門戸を広げていただきたいということをお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（瀬川治男君）

続きまして、3 番 鏑本規之君の発言を許します。

○3 番（鏑本規之君）

時間がありませんので、手っ取り早くやりますので、よろしくお願いをいたします。

3 点ということになっておりましたが、樽見鉄道のことは今回省きます。私が12月のときに一般質問をしましたことに関連したことを2点、伺います。

多目的広場の土地のことにに関して、税収その他もろもろのものが何かの形でいただけるかということで、検討してもらえという回答をいただきましたが、その後聞いたところ、何らかの形でいただくということになったそうです。そのことの確認と、どこから、どの団体からその税収もしくは使用料というものを取るかの確認と、もう1点は、もとバスのことにに関して、今回 2,982万円、また計上されているんですね。そのことにに関して、12月も同じようなことで、どうですかということで質問をしたところ、高木助役は市民アンケート等に諮り、進めていくと。また市長さんも、もとバス利用市民会議等の御意見をいただきという回答をいただいたんですね。そのことに対して、意見等をいただいて予算の計上をされたかということをお聞きしましたところ、していないということなんですね。していないということで 2,982万円の計上がなされたということは、私が12月に一般質問をしたことに対する回答がなされないまま、もとバスの運行費として 2,982万円

が計上されたと解釈をするんですね。そうすると、市議員の私がここで貴重な時間をいただいて一般質問をしたことが、また市長さん初め助役さん等が回答されたことが施行されないで計上されるということに対して、ここで一般質問をする意味があるのかなのかということになってしまうんですね。そのことに対して、市の方ほどのように対応をして、私たちの意見がどのように反映されて、そして行政が成り立っていくのか。特にもとバスのことに関しては、市民の声というものは、私の聞こえるところでは、もう圧倒的にむだではないかという意見が多いんですね。それにもかかわらず、また 2,980万というすばらしいお金が使われるんですね。大事なお金なんですね。有効にどうやって使うかということが施政だと思いますので、ひとつ御意見だけ伺います。それによって後で再質問しますので、よろしくお願いします。以上。

○副議長（瀬川治男君）

もとバスの件、長屋地区の土地の件、中島地区の土地の件について、市長の答弁を求めます。

市長 内藤正行君。

○市長（内藤正行君）

長屋地区の税金等の問題につきまして、お答えをいたします。

固定資産税の賦課につきましては、専門家及び関係機関の意見を受けながら早急に検討することを12月議会において御回答をさせていただいております。昨年12月から岐阜県岐阜振興局、並びに県庁の総合企画部市町村課に経緯等を説明の上、協議を重ねてまいりました。また2月には、総務省自治税務局固定資産税課におきまして協議をし、説明をして判断をいただいておりますが、この事案については課税ができ、任意組合でも課税ができることでした。また、近傍の土地の課税状況から、賦課することが適当であるとの指導も受けましたので、今後、課税につきましては、地元任意組合と調整を図りながら課税する方向で進めてまいりたいと、このように思っております。

どこに賦課するのかとのお問いでございますが、これにつきましては、当該地域の慣行もございますし、経緯もございます。地元関係組合と十分協議をしまして進めさせていただきたいと、このように思っているところでございます。

もとバスの件につきまして、御説明を申し上げます。

まずは、もとバス利用市民会議につきましてでございますが、市議会での地域交通検討特別委員会で、もとバスのよりよい運行と利用促進については、市民を中心とした利用者会議を組織し、検討しなさいと、こういう御意見をいただきまして進めさせていただいております。市民やバス事業者で構成するもとバス利用市民会議を設置し、もとバスのよりよい運行を目指して協議をいただいているところでございます。

蛇足になるかと思いますが申し上げますと、昨年5月のコース変更におきましても、利用者アンケートや市民アンケート調査をもとにしましたコミュニティーバス実証実験の結果を踏まえ、もとバス利用市民会議において御協議いただき、コースの短縮とか利用者の少ないバス停を削減するなど大幅なコース変更を実施させていただきました。コース変更後の利用状況でございますが、変更当初の5、6月の1日当たりの平均利用者数は約18人でありましたが、2月の1日当たり平均利用

者数は約22人と、若干ですが増加しております。また、前年までもとバスのコースでありました本巢地域の南部コースは行政福祉バス「ササユリ」で運行しておりますが、これは5月、1日当たり20人でありましたが、2月には28人と、こちらも増加しております、その効果は徐々にではありますがあらわれているというところでございます。

もとバスの今後の運営について、もとバス利用市民会議で検討されたかとの御質問でございますが、12月19日に鏝本議員の御質問がありまして、市民会議に諮り検討してまいりますと御答弁いたしておりますけれども、市民会議に諮る場合は、改善を要する事項なり、変更を要する事項等、目的を明確にして進めなければいけません。どうしようということに諮るわけにもいきません。いきなり廃止という、そのような形で諮るわけにもいきませんので、12月19日以降、予算編成の1月末までにそうした方向を出すに至らなかったわけでございます、市民会議を開催できなかったわけでございます。19年度の予算につきましては、したがって申しわけありませんが、当面前年並みで提出させていただいているわけでございますので、御理解をお願いしたいと思う次第でございます。

いずれにしても、議員御指摘のように、もとバスの利用者は依然として低いわけでございます。今後も、企画部においては、何とか利用者増を図れないかと改善策を探求しておりますし、本巢市の公共交通のあり方につきまして、この指針の中で、市営バスと同時に樽見鉄道のあるべく方向をできるだけ早く見出していかなきゃいかんと、こういう時点になっておりますので、一体的に考えさせていただきたいと、このように思っております。よろしくお願いたします。

〔3番議員挙手〕

○副議長（瀬川治男君）

はい、鏝本規之君。

○3番（鏝本規之君）

ありがとうございました。

バスのことに関しては、時間がなくて協議ができなかったと、それはそれで結構なんです、樽見鉄道も承知のとおり非常に厳しい状況にあり、また、もとバスも厳しい状況にあると解釈して、どちらかを残すのか残さないのか、そういう厳しい判断を早急に迫られる段階になると思うんですね。いろんな形がなければ会合が開けないということみたいなんです、もとバスに関しては、本当に必要なのか。今まで2年数ヵ月実行されてきて、三、四回ですかね、変更されたり、いろんなことをされてきたと思うんですね。にもかかわらず、1日に20名ということになる。普通でいけば、18名になったということかな、18名というと、行って帰ってきたから9人ということなんです、簡単な私の計算では。そのぐらいにしか利用してもらえないものが、本当にこれだけの大切なお金を使って運営することが必要か否かということは、助役さんも言うておられたように、市民の方のアンケートをきちんととるようにして、そして存続ができるのかできないのかということもきちんと諮っていただきたいと思っております。つくってしまったから仕方がないということで、いつまでもずるずるべったんでやるようなことは非常にもったいないと思っておりますので、早急に市民の人

のアンケートをとるように、存続をするかしないかということのアンケートをとっていただくように要望をしておきます。

それと、長屋の土地の税収のことなんですけど、いただくということに決まった、いただくと。それで地元の人との協議をするということなんですけど、当然そのときには、どの団体から、どういうところからいただくかということも当然聞いておられたと思うし、また今の段階において、なおかつそのことがきちんと決まっていけないというのは、何となく私としてはおかしいんではないかと思うんですね。取るという言い方は変なんですけど、いただくというところに対しては、三つしかないと思うんですね。上部団体か、もしくは北部管理組合か、もう1点は耕作者、この3点のどこからかいただかなければいけないんですね。いただく場所によっては、そこから出た約200坪の余剰地の件にも関連してくると思うんですね。いただく場所によって、いただくその組合によって、その余剰地が本来余剰地として認められるのか、もともと余剰地として認められないのか、また逆に言うと、認められるならその約1,000万ぐらいのお金がどこに行って、どこからそのお金をどういふふうに配付するかということは、組合の中でも難しい問題になると思うんですね。そういうことも含めて、当然どこからいただくかということは検討されておると思うんですけど、また市民の方に相談をするにしても、何かの形を市の方として示さない限り難しいような話になると思うんですね。そのことを聞きたくて、きょう質問をさせてもらったんですから、その件については、明確な回答を願いたいと思います。以上。

○副議長（瀬川治男君）

総務部長 土川隆君。

○総務部長（土川 隆君）

御質問のいわゆるどこから税をいただくかということでございます。納税義務者といったことになるわけでございますが、先ほど市長の方から答弁を申し上げましたように、まだ現在決まっておりませんので、今後、地元関係者と協議をして、話をしながら課税していきたいということで御理解いただきたいと思います。

〔3番議員挙手〕

○副議長（瀬川治男君）

はい、鏝本規之君。

○3番（鏝本規之君）

こういう話になると、一問一答ということになるんですね。3回しか質問ができないことにおいて、明確に答えてくれと言っておるわけですね。地域の人との相談をするということは、税金をいただく方、使用料をいただく方が、だれにいただくかということの根拠も示さなくて物事をやるんですか。私のところに固定資産税が来るときに、相談はありませんよ。相談なくてちゃんと来るんですから。固定資産税というのは市税ですから、市の方がきちんとどこからもらうかということも明確にできないようで、もらいますという話は私は到底納得ができないと思うんですね。それでなくても、もらいますよという回答すること自体がおかしいと思う。だから、もう少し物事に対して

きちんきちんとした物事を抱いてもらってですよ、そしてやってもらわなければ、私たちが質問するのに限りがあるし、物事に対して非常にやにこい。また3ヵ月も4ヵ月も待つなんてばかな話は一つもなっておらん。

それから、その中にちゃんとやってもらわないかんこともある。いただくのにはいたくなりの方の法律の決まりがあるなり、時効なりがあるということで、5年間はもらえるけれども5年前のものはもらえませんよとか、そういうこともきちんと言ってもらうんことには、それに対してまたどういうふうですかということも質問をしなければいけない。そういうこともできないような回答では、私に言わせれば何となく、まともな質問もできないし、質問の回答も来ないようでは、非常に不快きわまりない。議長、よろしく。

○副議長（瀬川治男君）

総務部長 土川隆君。

○総務部長（土川 隆君）

再度、答弁させていただきます。

先ほど市長の方から答弁の中で、国の総務省自治税務局固定資産税課へ伺いまして、指導を受けてきたということでもあります。その中でも、相手方については、明確にどこへかけなさいと、どこから徴収できるといった指導がございませんでした。課税ができるといった指導だけでございまして、そのいわゆる相手方につきましては、今後検討してまいりたいといったことでしか、今ここでは答えることができません。

課税するという事になると、何年まで課税できるかということですが、現時点では過去5年間いただくということでございます。以上です。

〔3番議員挙手〕

○副議長（瀬川治男君）

はい、鏝本規之君。

○3番（鏝本規之君）

そういうことを先に述べてもらわなければ、それに対してどういう質問をするかということができないわけでしょう。なぜここまで厳しく聞かかると、この昭和44年当時に払い下げられた土地というのは、旧本巢から、糸貫、真正、北方、莫大な土地なんですよ。その中には、今でも入会地管理組合という、そこで自分の土地じゃなくて使用料を払っておる人たちが、何十人か何百人か知りませんがいるんですよ。私の身内の中にもいるんですよ、1軒しかない身内なんですよけれども。その人たちがどういうふうにするかなんですよ。片一方の方は同じように払い下げて、片一方は一銭も払わなくて、入会地管理組合の方はまた値上げだとか、どうのこうのということでずうっと払っておる。そういう人たちにどうやって説明ができるかということなんですよ。そのことを問うているわけなんです。そのことに対して行政がどういうふうに対応するかという。そのことの重要性すらわかっていないようでは、入会地管理組合の人たちがこれからの支払いに対して異議申し立てしたときに、どうやって答えるんだということになってしまう。非常に無責任な回答はよろしくな

い。それで取りますよと言ったときに、どこから取りますよとか、どこからいただきますよということの協議もなされていない。それから姿勢も何もわからないところで、三方から取るよと、取りいいところから取るよという話じゃあ、またもめてくるであろうし、だからもう少しまじめにやってもらわないかんし、あんまり一般質問するわけじゃないんだから、もっと明確な回答とか何かをしてもらわんことには、私たちが一生懸命でこうやって本巢をよくしようと思って云々していることに対して、非常に不愉快きわまりない。

市民の声をいろいろ聞いて、その中で大事なことだなあと思うことを質問しているんですね。だからそのことに対して、もっときちんと答えてもらわなければ非常に不愉快だし、また市民の人にどうやって回答したらいいのか、説明したらいいのか、私のこの軽い頭では、今の回答ではどうやって説明したらいいのかよくわからない。だからもっときちんと答えてください。以上。

○副議長（瀬川治男君）

市長 内藤正行君。

○市長（内藤正行君）

課税をする方向で進めさせていただくということはお答えしまして、また対象につきましては、いろんな経緯もございますし、もう少し時間をいただきたいと、こういうふうでひとつよろしくお願いをいたします。

○3番（鰐本規之君）

了解しました。

○副議長（瀬川治男君）

以上で、通告による市政一般に対する質問はすべて終了しました。

お諮りします。3月19日に開会を予定しておりました本会議は、議事の都合により休会にしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、3月19日に開会を予定しておりました本会議は、休会とすることに決定しました。

散会の宣告

○副議長（瀬川治男君）

以上で、本日の日程はすべて終了します。

3月20日午前9時から本会議を開会しますので、御参集ください。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後0時01分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員